

建設業者の皆様へ廃棄物処理法の一部改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法政省令が改正され平成 23 年 4 月 1 日から施行されました。建設業者の業務と特に関係が深い変更点をお知らせします。

1. 事業場外の保管の届出

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、建設工事現場以外の場所に 300 平方メートル以上の規模の保管場所で保管する事業者は、都道府県知事（政令市長）に事前届出が必要となりました。

2. 建設系廃棄物の元請業者への処理責任の一元化

建設工事に伴い生ずる廃棄物（建設系廃棄物）について、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者該当し、処理責任を有することが明確化されました。このため、下請負人が建設系廃棄物の収集運搬又は処分を行う場合は、産業廃棄物処理業の許可が必要となります。

3. 産業廃棄物収集運搬業に係る許可の合理化

これまで、産業廃棄物収集運搬業は、積み込みと荷卸しを行う場所を管轄する、県知事又は政令市長（広島県内であれば広島市、呉市、福山市）の許可が必要でしたが平成 23 年 4 月 1 日から県知事の許可で、政令市の区域を含む県内全域の収集運搬が可能となります。

詳しくは下記の関係ホームページをご覧ください

平成 22 年廃棄物処理法の一部改正の概要

http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/i/i2/sanpai_top/houkaisei230304.pdf

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/i/i2/kyokagorika/kyokagorika_top.html